

刑事訴訟法

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。解答用紙は、表面（30行）のみを使用すること。

【事例】

甲は、乙と共謀し、住居侵入、強盗致傷罪を犯したとして公訴提起された。

甲に対する公訴事實は、「被告人は、乙と共謀の上、強盗の目的で、令和4年9月11日午後2時35分頃、甲及び乙が、A市（以下略）V方に、火災報知器の点検を装って玄関から侵入した上、V（当時51歳）に対し、その両手首に粘着テープを巻き付け、包丁を差し向けて『殺すぞ。』と言いながら、手拳でVの顔面を殴るなどの暴行・脅迫を加え、その反抗を抑圧して、V所有の現金200万円を強取し、その際、前記暴行により、同人に全治まで約7日間を要する顔面打撲傷及び両側手関節皮下出血の傷害を負わせた。」というものであった。

公判前整理手続で、甲の弁護人は、「被告人は、Vに対し、包丁を差し向けたり、『殺すぞ。』と言ったりしてはいない。」と主張した。これを受けて、検察官は、公訴事實を「被告人は、乙と共謀の上、強盗の目的で、令和4年9月11日午後2時35分頃、甲及び乙が、A市（以下略）V方に、火災報知器の点検を装って玄関から侵入した上、V（当時51歳）に対し、甲が、その両手首に粘着テープを巻き付け、乙が、包丁を差し向けて『殺すぞ。』と言いながら、手拳でVの顔面を殴るなどの暴行・脅迫を加え、その反抗を抑圧して、V所有の現金200万円を強取し、その際、前記暴行により、同人に全治まで約7日間を要する顔面打撲傷及び両側手関節皮下出血の傷害を負わせた。」と変更する請求をし、これが認められた。

第1審裁判所は、Vの証人尋問等の審理の結果、なんらの手続を経ることなく、「被告人は、乙と共謀の上、強盗の目的で、令和4年9月11日午後2時35分頃、甲及び乙が、A市（以下略）V方に、火災報知器の点検を装って玄関から侵入した上、V（当時51歳）に対し、乙が、その両手首に粘着テープを巻き付け、甲が、包丁を差し向けて『殺すぞ。』と言いながら、手拳でVの顔面を殴るなどの暴行・脅迫を加え、その反抗を抑圧して、V所有の現金200万円を強取し、その際、前記暴行により、同人に全治まで約7日間を要する顔面打撲傷及び両側手関節皮下出血の傷害を負わせた。」旨の事實を認定し、罪となるべき事實としてその旨判示した。

【設問】

(1) 下線部に注目して問題点を指摘したうえ、(2) 裁判所が二重下線部のような認定をするために、訴因変更手続が必要かどうか論じなさい。

(80点)